

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(実施内容)</p> <p>第3条 契約担当者は、モデル工事の実施要件として、次に掲げる事項を求めるものとする。</p> <p>(1) 次のいずれかの者が女性であり、契約工期の二分の一を超える期間に従事すること。</p> <p>① 監理技術者</p> <p>② 監理技術者補佐</p> <p>③ 主任技術者</p> <p>④ 現場代理人</p> <p>⑤ 担当技術者</p> <p>担当技術者とは、当該モデル工事において、①から③に掲げる者の作業の補佐として配置される者をいう</p> <p>(2) 担当技術者を配置する場合にあっては、直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格申請期限の日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(3) 受注者は、快適トイレ（女性専用トイレ）を設置しなければならない。なお、快適トイレに関する仕様及び要する費用については快適トイレ実施要領に定めるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(実施内容)</p> <p>第3条 契約担当者は、モデル工事の実施要件として、次に掲げる事項を求めるものとする。</p> <p>(1) 次のいずれかの者が女性であり、契約工期の二分の一を超える期間に従事すること。</p> <p>① 監理技術者</p> <p>② 監理技術者補佐</p> <p>③ 主任技術者</p> <p>④ 現場代理人</p> <p>⑤ 担当技術者</p> <p>担当技術者とは、当該モデル工事において、①から③に掲げる者の作業の補佐として配置される者をいう</p> <p>(2) 担当技術者を配置する場合にあっては、直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格申請期限の日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>(3) 受注者は、快適トイレ（女性専用トイレ）を設置しなければならない。なお、快適トイレに関する仕様_____は快適トイレ実施要領に定めるとおりとする。</p>

(4) 受注者は、女性専用の更衣室その他女性が現場で働くための環境改善に資する施設等の設置に努めなければならない。なお、施設等に要する費用は(5)における監督員との協議により、現場環境改善費(率分)として設計変更の対象とする。

(5) 受注者は、工事着手前に女性の従事内容及び現場で働くために必要な施設等について、監督員と協議し、その内容を施工計画書に記載のうえ提出しなければならない。

(6) 受注者は、工事完成時に別紙1を、契約担当者に提出しなければならない。また、担当技術者を配置した場合にあっては、別紙1に加え、工事着手時(受注者希望型の場合、監督員と協議し、モデル工事として指示された後、速やかに)に別紙2を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 受注者は、別紙3を参考に工事名標示板にモデル工事である旨を明示しなければならない。

(削除)

(削除)

(入札公告等)

第4条 (略)

(工事成績評定)

第5条 (略)

(4) 受注者は、女性専用の更衣室その他女性が現場で働くための環境改善に資する施設等の設置に努めなければならない。_____

(5) 受注者は、工事着手前に女性の従事内容及び現場で働くために必要な施設等について、監督員と協議し、その内容を施工計画書に記載のうえ提出しなければならない。

(6) 受注者は、工事完成時に別紙1を、契約担当者に提出しなければならない。また、担当技術者を配置した場合にあっては、別紙1に加え、工事着手時(受注者希望型の場合、監督員と協議し、モデル工事として指示された後、速やかに)に別紙2を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 受注者は、別紙3を参考に工事名標示板にモデル工事である旨を明示しなければならない。

(8) 快適トイレの設置に要する費用は、営繕費として当初設計(受注者希望型の場合は、変更設計。)に計上する。

(9) 施設等に要する費用は、第5号における監督員との協議により、設計変更の対象とする。

(入札公告等)

第4条 (略)

(工事成績評定)

第5条 (略)

(実施証明書)

第6条 (略)

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年10月25日技管-526)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日技管-170)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月18日技管-391)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日技管-745)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月9日技管-339)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日技管-693)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日技管-1120)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(実施証明書)

第6条 (略)

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年10月25日技管-526)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日技管-170)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月18日技管-391)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日技管-745)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月9日技管-339)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日技管-693)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(追加)